



令和 8 年 9 月 3 0 日

国土交通省北海道運輸局

「トラック・物流Gメン」が集中監視月間を実施

～公正取引委員会・北海道経済産業局と連携し、悪質な荷主及び元請事業者への監視を強化～

- 本年10月・11月を「集中監視月間」と位置付け、適正な取引を阻害するおそれのある行為を行う荷主及び元請事業者（以下「荷主等」という。）に対する監視を強化します。
- 集中監視月間では、公正取引委員会事務総局北海道事務所及び北海道経済産業局と連携し、荷主等に対する合同荷主パトロール等を実施するとともに、荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から、改正貨物自動車運送事業法や本年1月施行の中小受託取引適正化法（以下「取適法」という。）の周知徹底及び啓発活動を一体的に実施します。

○集中監視月間の開始に当たり、10月上旬に公正取引委員会事務総局北海道事務所、北海道経済産業局及び北海道運輸局は、物流分野全体の取引適正化に向け、改正貨物自動車運送事業法の違反原因行為及び取適法の違反行為の監視強化を図るため、「北海道地区物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」を開催します。その後、下記のとおり合同荷主パトロールの出発式を開催します。

記

- 1 開催日時 令和8年10月2日（金） 10:00～10:30
- 2 開催場所 札幌第4合同庁舎東館 7階第1・第2会議室
札幌市中央区北2条西19丁目8番
- 3 内 容 ・国土交通省北海道運輸局長訓示
・公正取引委員会事務総局北海道事務所長訓示
・出発宣言 等
- 4 取材対応 出発式は取材・撮影が可能です。希望される場合は、10月1日（木）17時までに、別紙に必要事項を記載の上、メールでお申し込みください。詳細については取材を希望された際にお伝えします。
件 名：【撮影・取材希望】出発式
本 文：氏名（ふりがな）、報道機関等名・所属、連絡先（電話番号、メールアドレス）、取材場所

送付先： hkt-kamotsuka-0-ki.ml@it.go.jp

※迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-0-」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。

○北海道における合同荷主パトロールの実施

上記の出発式終了後、荷主等による改正貨物自動車運送事業法の違反原因行為及び取適法の違反行為の未然防止等の観点から、荷主事業者等の営業所・物流拠点に対する３機関合同の荷主パトロールを実施します。

- ・実施日時 令和８年１０月２日（金）
 - ・内 容 公正取引委員会事務総局北海道事務所、北海道経済産業局及び北海道運輸局の担当者による荷主等に対する改正物流法及び取適法の周知・啓発活動
- ※ 合同荷主パトロールの現地での取材はできません。

【問い合わせ先】

国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課

電話 ０１１－２９０－２７４３（直通）

ホームページ <https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>

北海道運輸局自動車交通部貨物課 宛て (MAIL : hkt-kamotsuka@ki.mlit.go.jp)

取材申込書

取材を希望する場合は、この様式に記入し、上記アドレスまでメールでお申込みください。

申込締切は、10月1日(木) 17時までです。

■会社名及び部署名

■連絡先（代表者の連絡先）

電話番号：

■取材申込み（下欄に、取材者役職・氏名を記載してください）

※テレビカメラの持ち込みの有無について、○をつけてください。

※TVカメラ	取材者 役職・氏名（全員分を記載）
有 ・ 無	
有 ・ 無	
有 ・ 無	

※記者・カメラマン等のすべての報道関係者について、ご記入ください。

※当協議会の公開（カメラ撮り及び傍聴を含む）は、開会挨拶までとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※当日は、現地事務局の指示に従ってください。

○当該取材申込書に記載していただいた個人情報については、本件以外の目的に使用致しません。